

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年 2 月23日
<b>【発行者名】</b>	みずほ投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 田 中 慎 一 郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区三田三丁目 5 番27号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	商品管理部長 三 木 谷 正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号
<b>【電話番号】</b>	03-5232-7700
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	MHAM欧州株ファンド
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	上限1,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年4月28日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年10月28日および平成24年1月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託契約を解約し、信託を終了すること（予定）に伴ない、訂正すべき事項および追加すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2 【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

#### (7) 申込期間

平成23年4月29日から平成24年4月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

#### (7) 申込期間

平成23年4月29日から平成24年4月27日まで<sup>\*</sup>

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

\* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者の異議申立てを受けた結果、平成24年6月19日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成24年4月3日までとします。（詳しくは、「（12）その他 信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご参照ください。）

< 訂正前 >

#### (12) その他

\_\_\_ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

< 訂正後 >

#### (12) その他

\_\_\_ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成24年2月24日を公告日とする信託契約の解約の手続きを行います。

### 1. 信託契約解約の理由

当ファンドは、受益権口数が信託約款で定める繰上償還条項を下回る状態が続いており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況であることから、信託契約を解約することが受益者にとって有利であると判断されるため、当該信託約款の規定に基づき信託を終了するものです。

### 2. 信託終了予定日

平成24年6月19日

### 3. 異議申立について

当該信託契約の解約に異議のある場合、平成24年2月24日から平成24年3月26日までの間に当ファンドの委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社に書面をもってその旨を申し出ることができます。当該期間内に異議申し出のあった受益者の受益権口数が平成24年2月24日の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、上記信託終了予定日をもって、信託を終了します。なお、平成24年2月23日以降に取得申込みをされて取得した受益権については、異議を申立てる権利はありません。

### 4. 買取請求権について

当該信託契約の解約が予定通りに行われる場合、上記3.により異議を述べた受益者は、平成24年4月4日から平成24年4月23日までの間に、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を販売会社の本・支店等を通じて受託会社に対し請求することができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2 【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

#### (3) 信託期間

平成14年1月31日から無期限とします。

< 訂正後 >

#### (3) 信託期間

平成14年1月31日から無期限とします。\*

\* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者からの異議申立てを受けた結果、平成24年6月19日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は平成24年6月19日までとします。